

平成30年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録

○日時 平成30年8月1日(水) 13:30～16:30

○場所 杉妻会館3階 百合

○内容

1 開会(佐藤みゆき児童家庭課主幹兼副課長)

2 あいさつ(守岡文浩こども未来局次長)

3 出席委員及び事務局紹介(佐藤みゆき児童家庭課主幹兼副課長)

・出席委員

篠原清美委員、佐藤邦昭委員、吉川三枝子委員、原寿夫委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、渡部光子委員

(板垣俊太郎委員、渡辺和子委員、三保恵一委員、本名由美委員は欠席)

・関係機関

福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会 伊藤信彦部会長

福島県里親連合会 安藤義三会長

福島県若松乳児院 佐藤理英院長

福島県中央児童相談所 新田修相談課長兼児童福祉司

福島県県中児童相談所 土田修所長

福島県会津児童相談所 長嶺美千子所長

・事務局

福島県こども未来局 守岡文浩次長

福島県児童家庭課 菅野寿井課長、佐藤みゆき主幹兼副課長、熊坂、遠藤、坂本、山田

4 議事

- ・会長が選任されるまでの間、仮議長として原野明子委員を選任。
- ・定数確認(分科会委員11名のうち7名が出席)
- ・議事録署名人として篠原清美委員、佐藤邦昭委員を選任。

(1) 分科会長、副会長の選任

- ・分科会長に鎌田真理子委員、副会長に原野明子委員を選任。

(2) 「福島県家庭的養護推進計画の見直し検討」及び「新たな乳児院のあり方検討」(諮問)

- ・守岡次長から鎌田分科会長へ諮問書(別紙参照)を手交

(3) 専門分科会の役割及びスケジュール

- ・事務局から資料1により説明。

(篠原委員)

- ・審議するにあたり乳児院の状況を把握して、現場を見た上で審議を進めたい。

(事務局)

- ・8月下旬に若松乳児院を視察していただき、第2回以降にご審議いただく予定としております。

(4) 福島県家庭的養護推進計画の現状及び課題

- ・事務局から資料2-1～資料11により説明。

(原野委員)

- ・資料8-1 2(5)について、県内には児童心理治療施設がないということだが、どういった施設での支援を想定しているのか。
- ・資料9 3(3)には里親の元にいる子どもで児童精神科による治療が必要な子どもへの対策と書かれているが、里親や児童養護施設にいる子どもで精神科の治療が必要な子どもへの支援をどのように想定しているのかお聞かせいただきたい。

(事務局)

- ・虐待を受けた子どもや発達障がいの子どもの里親や施設におり、児童精神科による治療が必要な子どもがいる。施設の職員の方々が通院をさせてくださっている。
- ・現状では、里親や施設での生活が難しくなってきた場合には、児童相談所での一時保護による精査や指導をしている。それでも難しい場合には児童自立支援施設での支援を受ける子どももいる。
- ・児童養護施設ではなかなか支援が難しい場合もあることから、資料8-1の2(5)のような意見をいただいている。
- ・現状では支援が難しいお子さんも多く児童養護施設で受け入れていただい

ているが、集団の中で生活していくのが困難な子どももおり、里親の元で支援を行っていくこともある。

- ・ 児童精神科に通院しているお子さんは長期的な支援が必要であるので、児童相談所が関わりながら支援している。

(原野委員)

- ・ 児童養護施設に心理担当職員が配置されている中で、あえて児童心理治療施設に触れているのは、どういったことからか。

(鎌田分科会長)

- ・ 施設部会の伊藤部会長、いかがですか。

(伊藤部会長)

- ・ 堀川愛生園の現状で言うと、精神科による医療的なケアが必要な子どもは約25%。県内の児童養護施設は概ね同じような状況である。
- ・ 施設に配置している心理担当職員は、プレイセラピーを中心としたカウンセリングにより定期的なケアを実施している。
- ・ 医療的なケアをしないと落ち着いて生活できない子どもは心理担当職員のケアとは別に通院が必要。
- ・ 他害行為、自傷行為などが激しくなってきた場合には児童相談所と連携を取ったり、投薬調整のための入院をしたりすることもある。
- ・ 新たな社会的養育ビジョンにあっては、児童養護施設が高機能化して、そういった子どもたちを受け入れていかなければならないという思いもあるが、現実的に医療的なケアを行う、施設内に精神科医師がいるような施設は必要不可欠であると思っている。

(鎌田分科会長)

- ・ ありがとうございます。私が知っている施設でもカウンセリングに頼っている子どもがいると聞いている。事務局から説明があったとおり、県内には児童心理治療施設はないが、代替的なものとして精神科の通院だったり児童自立支援施設だったりを活用しているとのことだったが、やはり欠けている社会資源があるというお話でした。

(吉川委員)

- ・ 県外には児童心理治療施設は何箇所くらいあるのか。

(事務局)

- ・平成28年10月1日現在で、全国で46箇所。同一都道府県内に複数あるところもある。

(吉川委員)

- ・各県1箇所くらいあると理想的ということか。

(原野委員)

- ・精神的ケアが必要な子どもが増えているとのことだが、そのような現状の中、新潟市が里親委託率が非常に高いが、どういった工夫をしているのか。

(事務局)

- ・新潟の状況は確認していないが、2番目に里親委託率の高い静岡市の状況について確認したところ、静岡市が政令市として児童相談所を作った当初に、市内に児童養護施設が限られていたということもあり、里親委託を開拓していったと伺った。
- ・現在の静岡市では、里親会がNPO法人として里親開拓から研修など、児童相談所と連携して一貫した里親支援を行っている。また、乳児院や児童養護施設と協力して、里親が実際に子どもと接するような研修を実施していて、実践力のある里親を増やしている。ケアニーズの高い子どもを里親に委託する際には、里親側も様々な専門的知識が必要になるが、静岡市はそのあたりのサポートが充実していると感じた。

(篠原委員)

- ・資料11(5)に掲げられている数値目標があるが、現在里親として子どもを育てている方々は大変な思いをいらっしゃると思う。里親も高齢になっていく中で、後継者を開拓していくことも苦労されていることと思う。「里親を引き受けて本当によかった」と思えるような環境作りを県でも考えていかないと、なかなか里親は増えないと思う。里親をすることで楽しいことが増えたというような、未来を照らすような施策があれば、新たな里親が増えていくのでは。

(鎌田分科会長)

- ・国の目標値をクリアするのは至難の業であると思われる。この数値に近づけるような、里親を開拓するための取組が必要という御意見だったが、事

務局から一言ありますか。

(事務局)

- ・里親会のヒアリングの際にも、自らの経験の良かったところを広げていくことが新規の里親開拓に必要だろうというお話をいただいた。
- ・国からも、里親の良かった経験自体が里親開拓に必要と示されている。県としてどのようなことができるか、これから考えていきたい。

(事務局)

- ・ここで10分間の休憩をとります。

(鎌田分科会長)

- ・再開します。
- ・先ほどのお話に関して、伊藤部会長と安藤会長からお話をいただきたい。

(伊藤部会長)

- ・新しい社会的養育ビジョンに対して、全国的に児童養護施設はどうしていきべきか話題になっている。
- ・一点目としては数値目標について。数値目標が一人歩きすることを施設側は恐れている。数字に捕らわれることがどれだけ目の前の子どもたちの不利益になるか。
- ・具体的な数字の目標がないと予算に結びつかないという話も聞いた。国を動かしお金を動かすことも必要だが、それが何のために必要なのかを見失うと中身が伴わなくなると感じている。
- ・施設の高機能化ということで言えば、支援が難しい子どもを受け入れることもそうだが、里親の元で不調になった子どもも施設で受け入れることになっていく。
- ・棚倉町にある当園としては、矢吹病院にも期待している。児童精神科の専門ドクターが増え、ケアニードの高い子どもたちに対して連携して支援していけると良いと考えている。
- ・新しい養育ビジョンの目的である子どもたちが安心して安全に生活できる環境を作ること、そこは同意するし、それぞれのプランは素晴らしいと思う。
- ・子どもが負っているものは一人一人違い、レッテル貼りはできない。それぞれの子どもたちの生育歴や学校状況などを総合的に判断しながらその子に合った支援を展開していかなければならない。

- ・「高機能化」と「家庭的な養育支援」をどう両立させていくか。職員体制の問題も大きい。委員の皆様にもご理解いただきたいのが、子ども4人に対して職員1人という配置基準があるが、職員1人は1日8時間しか働けない。子どもは24時間いるので、24時間で考えれば子ども12人に対して職員1人しか充てられない、単純に言ってしまえばそれが現状。それに加えてグループケア加算など様々な加算を通して子どもたちの生活が少しでも手厚くなるように工夫しているのが施設の現状である。現場の職員の苦勞があつてこそ施設の子どもの生活があることを知っていただきたい。

(安藤会長)

- ・資料9の3(3)は実体験に基づくもの。里子にも児童精神科によるケアが必要な子どもがいる。場数を踏んでいる里親はある程度で見極めて児童相談所に相談できるが、自分で抱え込んで自滅してしまう里親も多い。
- ・里親登録者も様変わりしており、新規登録者の半分くらいは特別養子縁組を希望する。このような里親は縁組みされれば里親をやめてしまう。
- ・一時保護所で保護できず里親宅で一時保護委託される場合、その子どもの状態が年齢と性別くらいしか分からない場合もある。経験の浅い里親の場合、様々な事情を抱えた子どもを急に預かってみていくのは難しい。
- ・更新時期になると、ベテランの里親同士で「あなたにしかできない仕事があるから辞めないで」と励まし合う。
- ・専門里親が増えない。被虐待児をみられる里親が少ない。
- ・国に掲げられた数値目標は、今までの延長線上で見なければ達成できないと思う。
- ・里親をやったことがない人は「大変そう」と思うだろうが、里親をやってみると苦しい部分もあるが、そこは誰かに支えてもらえば、子どもの成長を見ることのできるこんな楽しいことはない。ぜひやってみていただきたい。
- ・数値目標については、先日東北ブロック大会に全国里親会の会長が来ていたが、これに踊らされないように、「これに少しでも近づけられるよう努力しよう」という姿勢でいいのではと話されていた。努力目標ができたということで、我々は嬉しく思う。

(鎌田分科会長)

- ・実体験に基づく貴重なお話をありがとうございました。

(鎌田分科会長)

- ・ それでは、資料11の「都道府県社会的養育推進計画」について、何か委員から御意見、お気づきの点ありますか。

(原委員)

- ・ もともと発達障がいを持った子どもと違い、虐待で心に傷を負った子どもは里親や施設に行ってからどのような生活をしているのか、どういう姿なのかお聞かせいただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 施設には虐待を受けた子どもは多い。生活環境が落ち着かず、愛着形成が不十分な子どもが多い。自尊心が低く、「自分はどうせだめなんだ」という思い込みが強く、人間関係が上手でない。そこから鬱のような状態になる子どももいる。
- ・ また、自閉傾向のある子どもも多いと感じる。不登校になる子どもも多い。ケアニーズの高い子どもに対しどう関わっていったらよいのか考えながら支援している。

(鎌田分科会長)

- ・ ケアニーズの高い子どもへの支援ということで、資料11の2(4)などを県計画に盛り込むにあたり、そのエビデンス、実態を把握していくことが必要と思われる。

(佐藤委員)

- ・ 資料11の2(5)のフォスタリング機関というのは、他県の状況はどうか。
- ・ 民間が委託を受ける場合は、国や県の補助金が出るのか。

(事務局)

- ・ 箇所数は把握していないが、静岡市の状況を伺った際には里親会を母体としたNPO法人に「里親登録の審議」と「措置」以外を委託していると伺った。
- ・ 静岡市の児童相談所の中に事務局を置いて連携し、人件費として2～3人分の委託料を支払っていると伺った。
- ・ 福岡市でもNPO法人に委託していると伺っている。里親リクルートや研修など一貫して委託しているようである。

- ・参考資料6にいくつかの事例が載っている。都道府県によって状況が異なるので、どこでも当てはまるものではないが、各県で力のある資源をどのように活用するか、ガイドラインを参考に検討していく必要があると考えている。

(佐藤委員)

- ・これからどのように進めていくか具体的な考えはあるのか。

(事務局)

- ・資料7に里親支援専門相談員の配置状況を記載しているが、この里親支援専門相談員はキャリアのある職員を充てる必要があるため、施設側でも簡単なものではないが、こういった職員配置をする施設を増やしていくことも一つの方法であると考えている。
- ・また、児童相談所の里親コーディネーターの活用も方法の一つである。
- ・施設と里親をつないでいく、交流をサポートすることが必要と考えている。

(吉川委員)

- ・資料11に肉付けしていくことで県の計画をまとめていくということになるかと思うが、ここに記載のないところとして、人材育成があると思う。施設職員を長期的に育て、支えていくということも挙げて行ければ良いかと思う。

(鎌田分科会長)

- ・その点も入れて検討していくこととしたい。

(伊藤部会長)

- ・我々としては児童相談所といかに連携していくかが大きいと常日頃感じている。
- ・家庭に戻るにせよ、施設から自立していくにせよ、最後の部分が重要であると思う。児童相談所の意見も入れながら我々として何が出来るかを考えていきたい。

(鎌田分科会長)

- ・時間も迫ってきたので、この計画について御意見等あれば事務局へ御提案いただき、次の議題に進ませてもらってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ・では、本日出た御意見等を事務局で意見集約し後日お示しいただきたいと思えます。

(5) 若松乳児院の現状及び新たな乳児院のあり方の検討

- ・事務局から資料12, 13により説明。

(鎌田分科会長)

- ・若松乳児院の佐藤院長から、乳児院を管理運営されているお立場からの御意見を伺いたい。

(佐藤院長)

- ・ハード面について、国が推進する小規模なケアを実施することが難しい状況。当院では0歳から2歳前後までの乳幼児が入所しており、成長段階に応じて3つのグループに分けて養育しているが、「寝る」「食べる」「遊ぶ」をほぼ同じフロアで行っている状況。成長が見られる子どもだと、他児に邪魔されたくないという思いが出てきて、1対1の対応ができるスペースを確保することに苦慮することもある。幸いなことに現在は入所児童が以前より少ないこともあり、今あるスペースで工夫しながら家庭的な養育にできるだけ近づけるよう努めている。
- ・入所児童の医療的な見守りについて、乳幼児は様々な面で未発達で抵抗力が弱いため、病気のリスクは大変高い。病院受診率も高い。平成25～29年度までの平均の病院受診回数は、延べ169回。2日に1回は病院受診しており、病院との連携は欠かせない。今後乳児院に一層の専門性が求められていく中で、医療との連携は重要になっていくと考えている。
- ・乳児院の多機能化の部分としては、アセスメントや親子関係改善、里親支援など新たな機能とされたものについても、従来からケースバイケースで取り組んでいたところで、これまでの機能をさらに強化していく必要があると考えている。
- ・現在の乳児院の弱いところとしては、地域支援がある。施設という機能柄難しいところもあるが、現在関係性の薄い市町村行政との接点を増やしていくことも必要と感じている。そういった点から考えると、県内の市町村や児相からアクセスしやすい立地にとということも必要かと思う。

(鎌田分科会長)

- ・それでは、資料13の項目1(1)のアについて御意見、御質問あります

か。

(意見、質疑なし)

- ・イについてはいかがでしょうか。

(原野委員)

- ・乳幼児の家庭養育原則の徹底と言うことだが、里親に委託される子ども以外は乳児院と言うことになるかと思うが、乳児院から児童養護施設に措置変更になるケースが現在どのくらいあるか、また措置変更に伴う問題等はないか伺いたい。

(佐藤院長)

- ・乳児院から里親へ措置変更される子どもよりも、児童養護施設に措置変更される子どもが多い。
- ・できれば乳幼児期から少年期まで一貫した環境で養育できる、継続した場が必要というように感じている。

(事務局)

- ・参考資料13に退所後の状況が記載されているのでご参照いただきたい。

(鎌田分科会長)

- ・資料13(2)の乳児院の見直しの必要性について、御意見はありますか。

(伊藤部会長)

- ・確認したいが、県としては乳児院を民間に移すという考えもあるのか。

(事務局)

- ・医療機関と連携ができる乳児院を検討する中で、その可能性も模索するため、秋に乳児院の設置運営について医療機関や社会福祉法人に意向照会を実施したいと考えている。
- ・最終的には県の責任はあるが、全国の状況として民設民営が多い状況を踏まえ、よりよい子どもたちへのケアを実施するにあたり、民間の可能性もあたっていきたい。

(鎌田分科会長)

- ・次に資料13の2 議論いただきたい項目についてはいかがでしょうか。
- ・まず(1)～(3)の項目についてですが、福島県の新たな乳児院に必要なと思われる役割や機能、また、乳児院が十分に機能するために、県や市町村、民間がどのような役割を果たすべきか、御意見はありますか。

(原野委員)

- ・地域の家庭養育への支援について、現在保健師が地域で活躍しているがそのことの住み分けについて伺いたい。
- ・参考資料13に「赤ちゃんを預けたいときは」と記載があるが、これはショートステイのような形も含まれるのか。

(佐藤院長)

- ・当院の場合、措置されてお預かりするので、必ず児童相談所を通してのお預かりになる。
- ・一時保護として短期でお預かりすることはある。

(原野委員)

- ・お母さんがちょっと育児に疲れた時に預かってもらうということは、乳児院や児童養護施設では不可能なのか。

(事務局)

- ・ショートステイについては市町村事業となっており、福島市は児童養護施設でショートステイを実施している。
- ・計画の中の市町村の役割については、このあたりの拡大も含まれてくる。新しい乳児院を考える際には、この機能も重要になってくると思われる。

(鎌田分科会長)

- ・妊産婦の支援、ネウボラセンターとの連携、他機関との連携も今後必要になってくると思われる。

(吉川委員)

- ・母子入所を含む支援と記載されているが、今はこれは実施されていないがこのような機能があれば母子で入所してベテランの保育士さんから助言をもらってお母さんが安心して地域に戻っていける。こういう機能も必要と思う。

(鎌田分科会長)

- ・産後ケアについては、市町村事業との切り分けが難しいが、そのあたりを分かりやすく記載できたら良いと思う。

(安藤会長)

- ・里親が生後間もない赤ちゃんを病院から直接預かることもある。ベテランの里親や看護師経験のある里親に赤ちゃんが来ることがあり、そこから特別養子縁組を希望する里親のところへ行くこともあると聞く。

(事務局)

- ・特別養子縁組前提の里親宅は、赤ちゃんの養育経験がない場合も多く、迎え入れる準備があるので、その準備の間、経験豊富な里親に短期間お願いすることもある。

(原委員)

- ・資料13の2(4)について、いろいろな運営主体があるとの話であるが、主体が変わると措置の対象の幅が広がったりすることもあるのか。

(事務局)

- ・ベースとなる機能である入所機能については、措置によって入所する点は公設でも民設でも変わらない。
- ・付加する機能、事業が変わってくることは考えられる。

(伊藤部会長)

- ・福島県は広いので、ケアニーズの高い赤ちゃんの受入を考えると、遠くまで移送することは難しい。各方部に1箇所ずつなど複数の乳児院があるとよいと思われる。欲を言えば、中核市ごとに1つあれば手厚いケアができるのではないかと思う。
- ・ビジョンで出てくるような、一貫した環境での支援と言うことになると、児童養護施設も考えていかなければならないと思う。

(原野委員)

- ・乳児院から児童養護施設に措置変更になるというのは子どもにどういった影響があるかを考えたとき、児童養護施設に乳児院が付設されるとよいのではと思った。
- ・ただ、現在、児童養護施設の職員配置が厳しいという話が先ほども出てい

たので、県からの補助などが必要と思うが、こういった補助が可能かお聞かせいただきたい。

(鎌田分科会長)

- ・乳児院には看護師の配置も必要になってくる。
- ・病院との連携も視野に入ってくるが、御意見を伺いたい。

(佐藤委員)

- ・保育園では明るい時間しか子どもを預からないが、乳児院は24時間。参考資料13にある職員配置を見ると手厚く見えるが、実際の現場は大変なんだろうと思う。
- ・乳児院に入所する児童の出身はどこが一番多いのか。若松よりも、人口の多い福島や郡山にあったほうが利用するには良いように思う。1箇所しかない乳児院を若松に作った経緯は何かあるのだろうと思うが、新たな乳児院については県内でアクセスしやすい福島や郡山が良いと思う。
- ・現在、保育士や看護師確保の難しさはあるので、その点は県の支援が必要と思う。

(鎌田分科会長)

- ・利用者の出身地を踏まえた設置場所の検討ということで、事務局でもご検討いただきたい。
- ・そろそろ終了予定時刻を過ぎているが、言い尽くせない点はありますか。
(意見等なし)
- ・では、事務局から何かありますか。

(事務局)

- ・本日は熱心な御議論をありがとうございました。
- ・若松乳児院の視察については8月23日か27日のいずれかにご参加いただきたい。
- ・第2回の分科会については、9月7日の社会福祉審議会終了後ということにさせていただきます。

(鎌田分科会長)

- ・その他なければ、本日本日予定していた議事については全て終了いたしました。議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

6 閉会（佐藤主幹兼副課長）

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 30 年 8 月 27 日

議長 分科会長

鎌田真理子

署名人 委員

篠原清美

署名人 委員

佐藤邦昭